

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	燃料装荷作業において、燃料を吊っていない状態で燃料交換機の主マストを巻き上げていたところ、主マストの不具合を示す信号が発生し、燃料交換機が自動停止したため、対応検討	A	11月19日公表済 (PDF164KB)

その他：43件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）軸受潤滑用他給水電磁弁の定例試験において、閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	給復水系復水ポンプ（B）入口圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
3	1号機	主発電機密封油処理装置密封油差圧警報試験において、「密封油差圧低」警報設定値に参考値逸脱が認められたため、圧力スイッチ及び圧力計を点検・校正	D	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-19）アキュムレータ窒素圧力計ねじ込み部に窒素ガスリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）逆洗弁電動駆動部開度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
6	2号機	中央操作室復水脱塩装置遠方操作システム監視操作卓内冷却ファンに異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン潤滑油タンク（A）の「油レベル高」警報設定値に参考値逸脱が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
8	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C）にリレー動作不良による起動不可が認められたため、当該ポンプ制御回路を点検・修理	D	
9	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（D）にリレー動作不良による起動不可が認められたため、当該ポンプ制御回路を点検・修理	D	
10	2号機	復水脱塩装置用空気圧縮機シリンダ冷却水入口配管接続部から水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	2号機	凍結防止用ヒータ制御盤〔循環水ポンプ（B）計測用ヒータ回路〕の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該ヒータ回路を点検・修理	D	
12	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ廻り凍結防止用ヒータ制御盤〔冷水ポンプ廻りヒータ回路〕の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該ヒータ回路を点検・修理	D	
13	3号機	原子炉再循環ポンプ（A）Y軸振動検出器用ケーブルコネクタ部品に損傷が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）低圧制御油圧力計（2台）において、指示不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
15	3号機	主タービン湿分分離器（No. 4）点検において、内部溶接線形状不良等が認められたため、当該部を修理	D	
16	3号機	残留熱除去（B）系ポンプ室局所空調機冷却水ドレン配管に折損が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
17	3号機	原子炉補機冷却水系ポンプ（C）出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	C	12月20日再審議にてグレード変更 D → C
18	3号機	旧廃棄物地下貯蔵設備建屋入口扉付近の照明器具の蛍光管が空回りするため、当該器具ソケットを交換	D	
19	3号機	制御棒駆動水ポンプ（A）の停止操作において、操作スイッチ「切」と同時に警報「CRDポンプA/Bしゃ断器トリップ」が発生・即復帰の事象が認められたため、対応検討	D	
20	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク水位計の変動及び「水位高/低」警報の発生が認められたため、当該水位検出回路を点検・修理	D	
21	3号機	原子炉格納容器隔離弁機能検査終了後の作業許可書再確認において、当該作業許可書が別の検査用のものであり、結果として作業未許可の状態であったことが判明したため、対応検討	C	
22	3号機	供用期間中検査（R1）のうち炉心スプレイ系（B系）漏えい検査において、要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
23	4号機	凍結防止ヒータ制御盤〔補機冷却海水系ポンプ（B）電動機用冷却水配管保温回路〕白色ランプ（電源ON）に点灯不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
24	4号機	給水加熱器ドレンポンプ（B・C）バランス隔離弁の保温材に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
25	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）封水圧力計元弁ハンドルと保温材カバー止め金具との干渉による全閉操作不能が認められたため、当該部を修理	D	
26	5号機	ページング用フレキシブル電線管（原子炉建屋2階可燃性ガス濃度制御系電源開閉器（5A）前）の接続部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	5号機	格納容器雰囲気モニタ系配管（原子炉建屋2階原子炉補機冷却系熱交換器（A）北側）の一部保温材に剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	5号機	ケーブル端子箱（原子炉建屋2階南西エレベータ脇）の蓋止め用ネジ及びアース線に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	6号機	第3給水加熱器（C）水位制御弁点検において、弁棒に摺動傷が認められたため、当該弁棒を交換	D	
30	6号機	第1給水加熱器（A, B, C）水位制御弁（3台）点検において、弁棒に摺動傷が認められたため、当該弁棒を交換	D	
31	6号機	残留熱除去海水系（B）ストレーナバスケットの目視及び浸透探傷検査において、メッシュ部に亀裂が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
32	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機用空気圧縮機（B）電動機点検において、ブラケットハウジング部に摩耗及びブーリ内径とシャフト外径の嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
33	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室換気空調系排気ファン（9）電動機点検において、ブラケット部（負荷側）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
34	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（1 B）電動機点検において、シャフト部（負荷・反負荷側）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
35	6号機	原子炉再循環系MGセット潤滑油冷却器（A）冷却水ドレン弁にシートパス（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
36	6号機	燃料交換機地上操作卓用プリンタに動作不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
37	6号機	第1給水加熱器（A）伝熱管渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（8本）が認められたため、閉止栓施工	D	
38	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液濃縮器（A）加熱器ドレン導電率計点検において、絶縁抵抗に低下が認められたため、当該導電率計を修理	D	
39	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液温水ポンプ（A）点検において、インペラキーに割れが認められたため、当該キーを交換	D	
40	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンクエリア換気空調系外気処理装置電気ヒータ（B）が地絡し、遮断器がトリップしたため、当該ヒータを点検・修理	D	
41	集中環境施設	洗濯廃液系ランドリー大型乾燥機（B）換気空調系排気ダンパ制御電磁弁に異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
42	集中環境施設	取水設備トラベリングスクリーン（A）覗き窓に汚れの付着が認められたため、当該窓を点検・清掃	D	
43	集中環境施設	所内用圧縮空気系後部冷却器（B）ドレントラップに動作不良（開固着）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで